

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会役員(理事及び監事)選任等要綱

平成21年12月21日

かながわ高齢協理事会議決

平成23年12月21日

一部改正

平成25年12月20日

一部改正

(趣旨)

第1条

この要綱は、一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会定款(以下「定款」という。)第4章「役員等」の規定に基づき、役員(理事・監事)の選任等に関し必要な事項を定める。

(地区の区分)

第2条

地区活動の母体となる地区については、次のとおりとする。

番号	地区構成市町村
1	横須賀市
2	三浦市、鎌倉市、逗子市、三浦郡
3	大和市、綾瀬市、海老名市、座間市
4	厚木市、愛甲郡
5	秦野市、伊勢原市
6	藤沢市
7	茅ヶ崎市、寒川町
8	平塚市、中郡
9	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡

(理事)

第3条 各地区の理事定数は、前条の地区ごとに2名とする。

2 理事の選任は、次により行う。

- (1) 各地区において、前条の地区定数(各地区2名)に基づく候補者を、各地区総会等の場において地区正会員の中から公正な選挙により選出する。内、1名を代表理事候補者として選出する。
- (2) 各地区で理事候補者を選出した結果について、地区代表者が別紙により会長あて報告する。
- (3) 各地区から選出された理事候補者を、定款第25条第1項の規定に基づき社員総会に諮り、社員総会の決議によって理事として選任する。

3 理事(常務理事を除く。)は、定款第7条第1項第1号に規定する正会員である施設長又は管理者であって、概ね2年以上施設長又は管理者の経験を有し、本会運営にあたりその指導力を発揮し得る者とする。

4 理事候補者選出の時期は、現理事の任期満了日の一月前までに行う。

(会長、副会長等の選任)

第4条 会長、副会長及び常務理事は、定款第25条第2項の規定に基づき、理事会の決議によって理事の中から定める。

(監事)

第5条 監事の選任は、次により行う。

(1) 監事候補者は、立候補・推薦等により正会員から直接募集する。

(2) 監事は、監事候補者を定款第25条第1項の規定に基づき社員総会に諮り、社員総会の決議によって選任する。ただし、監事候補者が定数を超える場合は、社員総会で選挙により選任する。

2 監事は、定款第7条第1項第1号に規定する正会員である施設長又は管理者であって、経営及び会計分野の知識を有し、本会運営にあたり適切な指導力を発揮し得る者とする。

(理事の任期)

第6条 平成22・23年度の理事の任期は、定款第28条の規定に基づき平成22年4月1日から平成23年度事業に関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(理事及び監事の任期)

第7条 理事及び監事の任期は、定款第28条の規定に基づき選任後第二事業年度の決算に係る定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(細部事項)

第8条 この要綱の執行に関する細部事項は、別に定める。

(施行等)

第9条 この要綱は、平成21年12月21日から施行し、平成22年度以降の役員の選任等について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

(別紙)

令和 年 月 日

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会会長殿

《報告者》

地区名 _____

地区代表理事 _____

令和 ・ 年度 理事候補者の選出について(報告)

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会役員(理事及び監事)選任等要綱に基づき当地区の理事候補者選出結果について次のとおり報告します。

1 令和 ・ 年度 新理事候補者名

(1) (氏名) _____

(施設名) _____

(2) (氏名) _____

(施設名) _____

2 令和 ・ 年度 地区代表理事候補者名(上記から1名)

(氏名) _____

(施設名) _____

3 新理事候補者の決定日等

選出する候補者を決定した日 令和 年 月 日

同 決定した地区総会等の名称
